

控訴人(一審被告): ㈱防災センター 外1名

被控訴人(一審原告): 特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

No.	請求の趣旨の内容	一審	①一審の判断・理由、②附帯控訴部分と理由	控訴審	控訴審判決の理由(該当ページ)
1~6	消火器の設置・使用ないし保守点検に関する継続的契約を締結するに際し1~3の条項の使用禁止、同契約を勧誘するに際し5の行為の禁止、これらを記載した契約書用紙(4)・文書、図画、電子的記録(6)の破棄	△ 対象範囲が 限定	①差止対象契約が「本件の契約条項を用いた契約」に限定されていた特段の理由は示されていない ②附帯控訴: 上記範囲の限定に対し「消火器の設置・使用保守点検に関する継続的契約」(訴状で求めた内容)に広げることを求める	○	防災センターが行う消火器の設置・使用ないし保守点検に関する継続的契約全般における差し止めを認める。
1	契約解約時に、消費者が、控訴人らに対し、残余料金を一括して支払う条項の使用禁止	○	①消契法9条1号(10条は否定) ②附帯控訴:(理由)上記差止対象範囲の限定に不服、消契法10条違反が認められるべき	○	消費者契約法10条に規定する消費者の利益を一方的に害する条項にあたる(5~6頁)。
2	特定商取引に関する法律26条に該当する場合を除き、契約の中途解約時に法定の額を超える金額支払わなければならないとの意思表示の使用禁止	○	①特商法10条1項3号または4号 ②附帯控訴:(理由)上記差止対象範囲の限定に不服	○	特商法10条1項3号及び4号違反(7~8頁)
3(1)	消費者が契約期間の途中で契約を解約するのを制限する条項の使用禁止	○	①消契法10条	○	消費者契約法10条に規定する消費者の利益を一時的に害する条項にあたる(5~6頁)。
3(2)	消費者が契約終了前の一定時期までに更新を選択しない旨を通知しない限り、契約を自動更新する条項の使用禁止	○	①消契法10条	○	同上
3(3)	弁護士費用の一切を消費者に負担させる条項の使用禁止	○	①消契法10条	○	同上
3(4)	契約当事者が、消費者の契約申込後、控訴人らの判断により、あるいは控訴人らと第三者との契約の成否により決まるとする条項の使用禁止	○	①消契法10条	○	同上
3(5)	代理人として署名した者に債務を負担させる条項の使用禁止	×	①契約書式上、連帯保証の意思表示をしたと認め得る ②附帯控訴:(理由)消契法10条違反	○	1条4項の代理人として署名した者に連帯債務を負担させる条項は、何ら合理的な理由なく民法の代理人の規定に比して消費者の義務を加重する条項であり10条違反(6頁)。

控訴人(一審被告): ㈱防災センター 外1名

被控訴人(一審原告): 特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

3(6)	別紙契約条項目録(2)記載3の条項(受領関連条項1, 2、維持管理責任条項、損害負担条項)の使用禁止	○	①受領関連条項1は消契法8条1項1号、それ以外は消契法10条	○	消費者契約法10条に規定する消費者の利益を一方的に害する条項にあたる(5~6頁)。
3(7)	具体的な支払方法を消費者に告知する書面を、契約日から8日経過した以降に送付するとの条項の使用禁止	×	①クーリング・オフ期間が徒過していると誤信させているのは、本件条項ではなく、別の契約条項の記載である ②附帯控訴:(理由)消契法10条違反	○	リース料等の支払方法は契約日から10日頃に送付する書面により知らせる旨の条項は、法定書面の要件を満たさない書面を交付して先に契約を締結させ、支払方法が通知された時には8日間のクーリング・オフ期間が徒過していると誤信させるための条項と認められるから、特商法のクーリング・オフ制度による消費者の解約権の行使を実質的に制限する(6頁)
3(8)	専属的合意管轄を定める条項の使用禁止	×	①消費者は損害賠償等の訴訟を住所地裁判所に提起できると考えられる(専属性を否定) ②附帯控訴:(理由)消契法10条違反	○	専属管轄は、「民事訴訟法が定める管轄に比べて裁判を受けられる裁判所を限定し、民事訴訟法の規定に比べて消費者の権利を制限するもの」であるが、被告の顧客の多くが仙台市内を中心とする宮城県に在住し、消火器の設置も宮城県内でされているのに、横浜を専属管轄とするような規定は被告らの営業の実情に照らしても専属管轄を定めて消費者の権利を制限する合理的な理由が認められない(7頁)。
3(9)	全契約条項の差止(使用禁止)	全部は× 一部○	①全部は×:条項全部が消契法10条前段に該当するとは言えない。 一部○:「一括前払い・月払い限り」とする条項につき消契法10条 ②附帯控訴:(理由)全部の条項の無効が認められるべき	○	パッケージリース契約条項①、②は消費者契約法8条又は10条による無効となる条項が多数含まれ、これら関連する契約条項が全体として一体のものとして、消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項となり、信義則に反して消費者の利益を一端的に害する契約条項となっているものと評価され、消契法10条により契約条項全部が無効(7頁)。
4	上記特約を記載した契約書用紙を破棄せよ	○	①消契法12条3項	○	(7頁)

5(1)	誤認、混同させる内容を告げる勧誘の禁止	○	①特商法58条の18第1項	○	顧客が当該系や鵜の締結を必要とする事情に関する事項又は当該契約に関する事項であって顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて不実のことを告げる行為を行う恐れがあると認める(8頁)
5(2)	住宅用消火器との違いを告げない勧誘の禁止	×	①故意の事実不告知に該当しない(特商法58条の18第1項1号イ「消費品の種類等」に該当せず) ②附帯控訴:(理由)当該事項に該当する	○	その消火器が業務用であるか住居用であるかは、設置、使用や保守点検の方法や費用に相当影響を及ぼす重要な事項であるといえるが、被告らは何ら説明をしておらず、一般家庭には住宅用消火器の設置が推奨されていることを故意に説明していなかったことが認められる。これを告げない行為は、役務の種類及びこれらの内容の不可欠の要素となるリース物件の種類及びその性質につき、故意に事実を告げない行為に当たる(8頁)。
5(3)	全国一有利な料金、価格であると告げる勧誘の禁止	○	①特商法58条の18第1項	○	5(1)記載の通り(8頁)
5(4)	消火器のすべてに点検が必要であると告げる勧誘の禁止	○	①特商法58条の18第1項	○	同上
5(5)	全国で市民が家庭に消火器を設置する条例があると告げる勧誘の禁止	○	①特商法58条の18第1項	○	同上
6	上記勧誘行為を記載した文書、図画、電子的記録を破棄せよ	○	①特商法58条の18第1項	○	今後とも勧誘のおそれあり(9頁)
7	訴状別紙「対象となる表示」記載の表示を行ってはいけない	○	①景表法30条1項1号2号 ○全国一有利、点検等無料(有利誤認表示) ○高級品(優良誤認表示)	○	原判決同様、優良誤認表示・有利誤認表示にあたりと認める(9~10頁)。